

亀山市認定こども園条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

### 亀山市認定こども園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市認定こども園条例（平成27年亀山市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 認定こども園の定員は、次の表の左欄に掲げる施設において、同表中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

名称	区分	定員
亀山市立関認定こども園アスレ	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	75人
	法第19条第1項第2号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	85人
	法第19条第1項第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	50人

(開園時間)

第3条 認定こども園の開園時間は、午前7時30分から午後6時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用時間)

第4条 認定こども園における利用時間は、次の表の左欄に掲げる

区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

区分	利用時間
法第19条第1項第1号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	午前8時30分から午後2時まで
法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	午前7時30分から午後6時30分まで。ただし、子ども・子育て支援法施行規則（平26年内閣府令第44号）第4条に規定する保育必要量の認定区分が保育短時間認定の場合は、午前8時15分から午後4時15分まで

（休園日）

第5条 認定こども園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休園日を変更し、又は別に休園日を定めることができる。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前号に掲げる日を除く。）

（3）12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用日）

第6条 認定こども園を利用することができる日は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる日を除く日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用することができる日を変更し、又は別に利用することができる日を定めることができる。

区分	利用することができない日
法第19条第1項第1号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	（1）前条各号に定める休園日 （2）土曜日（前号に掲げる日を除く。） （3）4月1日から同月5日まで、7月21日から8月31日まで、12月24日から同月28日まで、1月

	4日から同月7日まで及び3月26日から同月31日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
法第19条第1項第2号及び第3号に規定する支給要件に該当する小学校就学前子ども	前条各号に定める休園日

（給食の実施）

第6条 認定こども園を利用する小学校就学前子どもに対し、給食を実施する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。